

所定疾患施設療養費について

- ・対象の入所者は次のいずれかに該当するものであること
肺炎、尿路感染症、带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)、蜂窩織炎
- ・算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置内容等を診療録に記載しておくこと。
- ・請求に際して、診断、行った検査、治療内容を記載すること。
- ・当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあつては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和4年度算定状況

診断名/月		令和4年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	検査内容													
	治療内容													
	投薬内容													
尿路感染症	件数	5	5	4	2	3	6	6	5	3	9	9	4	61
	日数	24	19	20	12	15	25	25	19	17	48	38	21	283
	検査内容	診察・採血・尿検査												
	治療内容	投薬・点滴												
	投薬内容	レボフロキサシン(投薬)、セフトリアキソンナトリウム(点滴)												
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療内容													
	投薬内容													
蜂窩織炎	件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	3
	日数	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	7
	治療内容	点滴												
	投薬内容	セフトリアキソンナトリウム(点滴)												